

函館市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）および函館市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年函館市条例第48号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市税に係る行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う場合において、必要な事項を定めるものとする。

(申請等の指定)

第2条 法第6条第1項もしくは条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができる市税に係る行政手続等は、別表1に掲げる申請等とする。

(処分通知等の指定)

第3条 法第7条第1項もしくは条例第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を利用して行うことができる市税に係る処分通知等は、別表2に掲げる処分通知等とする。

(申請等または処分通知等の方法)

第4条 前2条の申請等または処分通知等は、地方税共同機構が運営・開発をし、都道府県および市町村が電子情報処理組織を使用して地方税に係る手続きを行うためのシステム（以下「地方税ポータルシステム」という。）を用いるものとする。

(事前届出)

第5条 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、

次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 氏名または名称および住所または所在地

(2) 対象となる手続の範囲

(3) その他参考となるべき事項

2 前項の届出は、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、地方税ポータルシステムに送信することにより行うこととする。ただし、申請等を行おうとする者が、税理士法（昭和28年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合の届出においては、当該書類の作成を委嘱した者に係る電子署名および当該電子署名に係る電子証明書の送信を省略できるものとする。

3 市長は、第1項の届出があったときは、当該届出をした者に対し、地方税ポータルシステムを通じて、識別符号（地方税ポータルシステムの利用者を特定するため当該利用者に付与する符号をいう。以下同じ。）および暗証符号（地方税ポータルシステムの利用者を特定する際のセキュリティの確保を目的として当該利用者に付与する符号をいう。以下同じ。）を通知するとともに、申請等に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

4 前項の識別符号および暗証符号ならびに入出力用プログラムは、地方税ポータルシステムで利用できる標準仕様に基づくものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、本市以外の地方税ポータルシステムを利用する都道府県または市町村から識別符号および暗証符号の通知を受けている者が行う届出は、電子署名および当該電子署名に係る電子証明書の送信を要しないものとする。

6 前項の場合においては、市長は、第3項の通知および入出力用プログラムの提供をしないものとする。

7 第1項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じること

となったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、前条第3項に規定する入出力用プログラムまたはこれと同様の機能を有するものを用いて、本市が使用する電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等について規定した法令等において書面等に記載すべきこととされている事項ならびに同項の規定により通知された識別符号および暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、前条第2項ただし書の申請等を行う場合において、当該書類の作成を委嘱した者に係る識別符号および暗証符号を入力して申請等を行うときは、当該委嘱した者に係る電子署名および当該電子署名に係る電子証明書の送信を省略できるものとする。

2 前項の申請等が行われる場合において、市長は、当該申請等につき規定した法令等に基づき添付すべきこととされている書面等に記載されている事項または記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該書面等の提出に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 市長が電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等の対象者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた本市の使用に係る電子計算機から、当該処分通知等につき規定した法令等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を入力して、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と

あわせてこれらを送信することにより，当該処分通知等を行うものとする。

（申請等において氏名等を明らかにする措置）

第 8 条 電子情報処理組織を使用して行う申請等を行う場合における税理士法第 30 条に規定する書面の提出ならびに同法第 33 条第 1 項および第 2 項ならびに第 33 条の 2 第 3 項の規定に基づく署名押印は，電子署名および当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信することをもってこれに代えさせることができる。

（申請等および処分通知等に係る到達に関する取扱）

第 9 条 この要綱に規定する電子情報処理組織による申請等および処分通知等に係る到達に関する取扱いは，地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の法令等に特段の定めがある場合を除き，条例に定めるところによる。

（手続の細目）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか，電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項および手続の細目については，別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年1月6日から施行する。

附 則（平成23年12月19日改正）

改正後の函館市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則（平成30年3月30日改正）

改正後の函館市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月9日改正）

改正後の函館市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱は、平成31年1月11日から施行する。

附 則（平成31年3月29日改正）

改正後の函館市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日改正）

改正後の函館市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱は、令和元年12月16日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

事務の種類	申請等の名称
個人市民税	公的年金等支払報告書
個人市民税	給与支払報告書
個人市民税	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
個人市民税	普通徴収から特別徴収への切替申請書
個人市民税	退職所得に係る納入申告書および特別徴収税額納入内訳届出書または退職所得の特別徴収票
個人市民税	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
法人市民税	法人市民税申告書
法人市民税	法人設立・設置届出書
法人市民税	異動届
固定資産税	償却資産申告書
税務代理における書面の提出等	職務代理権限証書等

別表 2 (第 3 条関係)

事務の種類	処分通知等の名称
個人市民税	給与所得に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知 (特別徴収義務者用)